主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人赤塚宋一の上告趣意第一点、第二点は、憲法三一条違反をいう点を含め、 いずれもその実質は単なる法令違反の主張であり、同第三点は、判例違反をいうが、 所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、刑訴法四〇五条の上告理由に当 たらない。

なお、<u>自己の当選を得る目的をもつて同一の日時場所において多数の選挙人に対し</u> <u>し饗応接待をした被告人の本件行為は、包括して一個の饗応接待罪を構成すると解</u> すべきであつて、これと同旨の原判断は相当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和六一年四月一日

最高裁判所第二小法廷

| 钊長裁判官 | ין<br>נ | 藤 | 島 |   | 昭 |
|-------|---------|---|---|---|---|
| 裁判官   | 7       | 大 | 橋 |   | 進 |
| 裁判官   | 7       | 牧 |   | 圭 | 次 |
| 裁判官   | 7       | 島 | 谷 | 六 | 郎 |
| 裁判官   | ŗ       | 香 | Ш | 保 | _ |